

特記仕様書

【1. 総則】

(適用範囲)

本特記仕様書は、「令和8年度 道路橋定期点検業務委託」(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

本委託は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検のうち、道路橋の点検を実施するものである。対象橋梁は別紙箇所図一覧表の33橋とする。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和9年1月29日までとする。なお、関係機関との協議等により延長する場合がある。

(使用する技術基準等)

- (1) 道路橋定期点検要領(令和6年3月国土交通省道路局)(以下、「点検要領」という)及び橋梁定期点検要領(令和6年7月国土交通省道路局)に基づくものとする。また、特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料(令和6年3月国土交通省道路局)についても参考とする。
- (2) 本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書による他、宇治市「土木設計業務等共通仕様書」、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」に準ずるものとする。
また、本業務における照査は、近畿地方整備局「詳細設計照査要領」等を参考に、照査報告書に含めて提出するものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

本委託の配置予定技術者は下記に示すいずれかの資格等を有する者を配置するものとする。

- (1) 管理技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第6条第3項に規定する資格等は、技術士の建設部門(鋼構造及びコンクリート)又はシビルコンサルティングマネージャー(以下、「RCCM」という。)(鋼構造及びコンクリート)の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。
- (2) 照査技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第7条第2項に規定する資格等は、技術士の建設部門(鋼構造及びコンクリート)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。
- (3) 担当技術者：本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

(点検体制)

橋梁検査員、橋梁点検員及び点検補助員は上記の技術者に関する資格だけでなく定期点検要領に記載されている条件を満たす者を配置しなければならない。また点検体制については体制表を提出すること。

(提出書類)

委託金額が100万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議すること。

(緊急の措置)

点検時に緊急の措置が必要な橋梁（判定区分がⅢ及びⅣ）を発見した場合は速やかに調査職員に報告すること。また、国や京都府への状況報告及び措置方法等の報告が必要となるため、調査職員から指示があった場合は速やかに必要な資料を提出すること。なお、措置方法については修繕の範囲や工法について検討し調査職員に報告すること。

(資料の貸与及び返却)

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

(土地への立入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

(車両の駐車及び交通規制について)

調査箇所付近の車両の駐車については近隣住民や交通の支障にならないように十分注意すること。また、駐車が長時間に及ぶ場合や車両台数が多くなり交通規制が必要となる場合は必ず調査職員に報告し指示に従うこと。なお、点検作業中に苦情があった場合は、受注者において責任を持って対応するものとし、その結果を調査職員に報告すること。

(安全管理)

受注者は、業務履行にあたり労働安全衛生法、道路交通法その他関係法令を遵守し、第三者及び作業従事者の安全確保を最優先とすること。

また、本業務においては交通規制を伴った現地作業等は想定していない。

関係機関協議等により交通規制が必要となった場合は監督職員と協議の上、対応するものとする。

(成果物の提出)

本委託の成果物は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 総点検調査書 国土交通省道路局 「総点検実施要領（案）橋梁編」
- (3) 道路橋点検調査書 「定期点検要領 より」
- (4) CD-R (CAD(sfc)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受注者は業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。

また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。

万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

【2. 業務概要】

本委託の対象となる橋梁 33 橋と作業条件は別紙箇所図のとおりとする。なお、協議等により対象橋梁が変更となる場合は調査職員と協議するものとし設計変更の対象とする。ただし、点検に関しては、人道橋が含まれるものとする。

本業務の内容は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) 計画準備

業務計画書の作成、現地踏査し、資料作成等を行う。

○業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに橋梁点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し業務計画書を作成し調査職員に提出すること。

○現地踏査

点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影を含む）する。

また、足場設置の要否や設置計画に必要な情報は現地踏査時に確認し、過年度の点検結果を踏まえるものとする。点検方法や使用機材等が変更となる場合には調査職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

○新技術活用の検討

受注者は、橋梁点検を行うにあたり、新技術（点検支援技術性能カタログ及び NETIS）等により新技術・新工法等の活用について検討比較すること。なお、採用については調査職員と協議すること。

(2)点検

○現地点検及び診断（健全性の診断）

「点検要領」に基づき、梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。

○点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、「定期点検要領」記録の手引き「様式1、様式2、様式3」を作成し記録するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行うこと。

「代替路の有無」等の各項目については、過年度の記録様式を踏まえるものとするが、再度、精査すること。

(3)点検調書作成

点検結果をもとに、補足資料として「総点検実施要領（案）」に基づき調書作成する。

(4)報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。

必要に応じ、概要書を作成するものとする。

(5)点検記録様式の登録

点検記録様式は、全国道路施設点検データベースへの登録を行う。なお、登録方法やデータベースの利用に係る手続き、内容等は調査担当職員と協議すること。

【3. その他】

(1) 成果品納入時であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(2) 本市は京都市府市町村道路メンテナンス推進協議会に参加している。

協議会等より本委託の内容について情報を求められた場合は、調査職員の指示に基づき、資料等を作成するものとする。

(3) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(4) 本業務は国庫補助事業であることから、会計検査院の検査が実施される際には、関係資料の整理や作成等が必要となった場合は協力すること。

(5) 現地踏査時に、橋面や排水管、支承部等に土砂の堆積があり、点検に支障となる場合は、受注者にて清掃を行うこと。ただし、容易に清掃が困難な場合は、調査職員と協議の上、計画すること。

(6) 現地踏査時において、床版等の鉄筋露出がみられる場合は、調査職員と協議の上、腐食の進行防止対策として軽度の作業を受注者にて行うこと。尚、防錆に必要な材料は、本市にて支給する。